

平成29年

松 前 町 議 会

第 2 回 臨 時 会 会 議 録

平成29年 5月17日 開会

平成29年 5月17日 閉会

松 前 町 議 会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字等がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、御了承のうえ御判読いただきたくお願い致します。

松前町議会議長 伊 藤 幸 司

目 次

○提出案件及び議決結果一覧表	1 頁
----------------------	-----

平成 2 9 年 5 月 1 7 日(水曜日) 第 1 号

○議事日程	2 頁
○会議に付した事件	2 頁
○出席議員	2 頁
○欠席議員	2 頁
○出席説明員	3 頁
○職務のため議場に出席した事務局職員	3 頁
○議長あいさつ	4 頁
○開会宣告・開議宣告	4 頁
○諸般の報告・議事日程	4 頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	4 頁
○日程第 2 議会運営委員会報告	4 頁
○日程第 3 会期の決定	4 頁
○日程第 4 議案第 2 4 号 平成 2 9 年度松前町一般会計補正予算 (第 2 回) (提案説明・質疑・討論・起立採決)	5 頁
○日程第 5 議案第 2 5 号 平成 2 9 年度松前町国民健康保険特別会計補正予 算 (第 1 回) (提案説明・質疑・討論・採決)	8 頁
○日程第 6 議案第 2 6 号 平成 2 9 年度松前町水道事業会計補正予算 (第 1 回) (提案説明・質疑・討論・採決)	9 頁
○日程第 7 議案第 2 7 号 町税条例の一部を改正する条例制定について (提 案説明・質疑・討論・採決)	1 0 頁
○日程第 8 議案第 2 8 号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 制定について (提案説明・質疑・討論・採決)	1 3 頁
○日程第 9 議案第 2 9 号 松前町過疎地域における固定資産税の課税免除に 関する条例の一部を改正する条例制定について (提案説明・質疑・討論・採決)	1 4 頁
○日程第 1 0 議案第 3 0 号 契約の締結について (提案説明・質疑・討論・採 決)	1 5 頁
○閉会宣告	1 6 頁

提出案件及び議決結果一覧表

1. 町長提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
24	平成29年度松前町一般会計補正予算(第2回)	29. 5. 17	原案可決
25	平成29年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)	同 上	同 上
26	平成29年度松前町水道事業会計補正予算(第1回)	同 上	同 上
27	町税条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
28	松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
29	松前町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
30	契約の締結について	同 上	同 上

平成29年 5月17日（水曜日）第1号

平成 2 9 年
松前町議会第 2 回臨時会
平成 2 9 年 5 月 1 7 日 (水曜日) 第 1 号

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議会運営委員会報告
日程第 3 会期の決定
日程第 4 議案第 2 4 号 平成 2 9 年度松前町一般会計補正予算 (第 2 回)
日程第 5 議案第 2 5 号 平成 2 9 年度松前町国民健康保険特別会計補正予算
(第 1 回)
日程第 6 議案第 2 6 号 平成 2 9 年度松前町水道事業会計補正予算 (第 1 回)
日程第 7 議案第 2 7 号 町税条例の一部を改正する条例制定について
日程第 8 議案第 2 8 号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に
ついて
日程第 9 議案第 2 9 号 松前町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する
条例の一部を改正する条例制定について
日程第 1 0 議案第 3 0 号 契約の締結について
-

◎会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議会運営委員会報告
日程第 3 会期の決定
日程第 4 議案第 2 4 号 平成 2 9 年度松前町一般会計補正予算 (第 2 回)
日程第 5 議案第 2 5 号 平成 2 9 年度松前町国民健康保険特別会計補正予算
(第 1 回)
日程第 6 議案第 2 6 号 平成 2 9 年度松前町水道事業会計補正予算 (第 1 回)
日程第 7 議案第 2 7 号 町税条例の一部を改正する条例制定について
日程第 8 議案第 2 8 号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に
ついて
日程第 9 議案第 2 9 号 松前町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する
条例の一部を改正する条例制定について
日程第 1 0 議案第 3 0 号 契約の締結について
-

◎出席議員 (1 2 名)

- | | | | | | |
|-----|-------|-----------|-----|-------|-----------|
| 議 長 | 1 2 番 | 伊 藤 幸 司 君 | 副議長 | 1 1 番 | 西 村 健 一 君 |
| | 1 番 | 飯 田 幸 仁 君 | | 2 番 | 沼 山 雄 平 君 |
| | 3 番 | 福 原 英 夫 君 | | 4 番 | 近 江 武 君 |
| | 5 番 | 工 藤 松 子 君 | | 6 番 | 堺 繁 光 君 |
| | 7 番 | 油 野 篤 君 | | 8 番 | 西 川 敏 郎 君 |
| | 9 番 | 梶 谷 康 介 君 | | 1 0 番 | 斉 藤 勝 君 |
-

◎欠席議員 (0 名)

◎出席説明員

町 長 石 山 英 雄 君
総務課長 尾 坂 一 範 君
福祉課長 岩 城 広 紀 君
建設課長 横 山 義 和 君
水道課長 三 浦 忠 男 君
学校教育課長兼学校給食センター所長
鍋 谷 利 彦 君
議会事務局長 鍋 島 孝 明 君

副 町 長 若 佐 智 弘 君
政策財政課長 佐 藤 久 君
税 務 課 長 松 谷 映 彦 君
会計管理者兼出納室長 平 田 昭 浩 君
教 育 長 宮 島 武 司 君
監 査 委 員 藤 崎 秀 人 君
監 査 室 長 福 井 純 一 君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 鍋 島 孝 明 君
議会事務局書記 三 国 大 地 君

議会事務局次長 斉 藤 明 君

◎議長あいさつ

○議長(伊藤幸司君) おはようございます。

一言、ご挨拶申し上げます。

本日、平成29年松前町議会第2回臨時会が招集されましたところ、皆様には何かとご多忙のところご出席下さいまして、会議の運びに至りました事を厚く御礼申し上げます。

◎開会宣告・開議宣告

○議長(伊藤幸司君) ただ今から平成29年松前町議会第2回臨時会を開会致します。直ちに会議を開きます。

◎諸般の報告・議事日程

○議長(伊藤幸司君) 議会に関する諸報告並びに本日の議事日程につきましては、お手元に配布の通りであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(伊藤幸司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番西川敏郎君、9番梶谷康介君、以上2名を指名致します。

◎議会運営委員会報告

○議長(伊藤幸司君) 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、堺繁光君。

○議会運営委員会委員長(堺繁光君) 先程開催されました議会運営委員会において、本臨時会の会期は本日1日限りと致しまして、議事日程につきましては、お手元に配布のとおりで進めることに決定致しました。以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長(伊藤幸司君) 以上で報告済みと致します。

◎会期の決定

○議長(伊藤幸司君) 日程第3、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

ただ今の議会運営委員会報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日限りと致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定致しました。

○議長(伊藤幸司君) 日程第4、議案第24号、平成29年度松前町一般会計補正予算(第2回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤久君) おはようございます。

それでは、ただ今議題となりました議案第24号、平成29年度松前町一般会計補正予算(第2回)について、その内容をご説明申し上げます。

平成29年度松前町の一般会計補正予算(第2回)は、次に定めるところによるものです。

第1条、歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6千127万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億3千492万1千円に致そうとするものでございます。2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものです。

第2条、地方債の補正です。既定の地方債の補正は、「第2表地方債補正」によるものです。

それでは、歳出の事項別明細よりご説明を申し上げます。10ページをお開き願います。

3. 歳出です。10款3項3目学校建設費では、2億6千127万5千円の増額計上でございます。15節松前中学校グラウンドサッカー場兼陸上トラック等整備工事請負費として、2億6千127万5千円の計上でございます。これは、松前中学校の校舎が完成致しまして、グラウンドの整備においては昨年度、平成28年度繰越事業で野球場整備費を計上したところでございます。本予算では、人工芝によるサッカー場兼陸上トラック整備と直線走路及び外構等トイレ兼倉庫の工事費用の計上分でございます。今回の対応につきましては、この予算の議決後、入札を実施致しまして、6月に契約議会を経て工事に係ることから、外構等の全体事業が終了するのが来年2月までの予定となるところでございます。なお、松前中学校グラウンドサッカー場兼陸上トラック整備工事の概要は、参考資料12ページから13ページに掲げてございますのでご参照を願います。

以上が歳出でございます。7ページにお戻り願います。

2. 歳入でございます。9款1項1目地方交付税では、17万9千円の増額計上でございます。歳出財源に対応のための増額計上分でございます。

8ページでございます。19款5項6目雑入では、4千796万6千円の増額計上でございます。これは、歳出で計上してございます人工芝によるサッカー場整備に関わる助成金と致しまして、t o t oのスポーツ振興くじ助成金が内定したことからの計上分でございます。

9ページでございます。20款1項7目教育債では、2億1千310万円の増額計上です。これは、歳出で計上しております事業に関わる起債額の計上分でございます。

以上が歳入でございます。2ページにお戻り願います。

第1表歳入歳出予算補正で、歳入でございます。歳入合計が、補正前の額49億7千364万6千円、これに2億6千127万5千円を増額補正致しまして、補正後の額を52億3千492万1千円に致そうとするものでございます。

3ページです。歳出です。歳出合計につきましても歳入同様、補正前の額に2億6千1

27万5千円を増額補正致しまして、補正後の額を52億3千492万1千円に致そうとするものでございます。

4ページでございます。第2表地方債補正です。変更の分と致しまして、松城中学校グラウンド整備事業として、記載のとおり限度額を変更致そうとするものでございます。

以上が議案第24号です。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

3番。

○3番(福原英夫君) 質疑の点は、前回の議会で概略を質問致しましたので省きましたけれども、今回、私はこの補正について、反対する者です。それはなぜかと言うと、うちの松前中学校の生徒数が減少し、あと数年で100人を割る。それと現状、つぶさに見てみましたら、野球であり、サッカーであり、チーム編成ができない。サッカーでも、今年の今回の3年生が卒業したあかつきには、やはりサッカーをチーム編成としてできるような状況ではなくなると。そんなことを考えますと、私は子ども達の健康、文化活動であり、いろんなことを考えた場合、総合して考えた場合、やはり違う方法があったんでないかと。

それと、このような大きな規模が、そういうような現状で必要だったのかなあとか、必要だったのか。それと、私は整備しないよりも整備した方がいいといった理論としては、しかし、町民の社会教育活動が年々低下して、社会教育施設も老朽化し、やはり整備しなければならない課題がいっぱいあったわけでございます。そんな中でなぜこのようなことを提案したのかということが疑問に思いました。また、大事な財源でございます。今回は宝くじも振興補助金が4千万、約5千万ぐらい大きいお金入りました。そして、起債が大きいお金だと思えます。やはり、そんなことも考えて、本当に必要なんでしょうか。

もう一つ、先日、こんなお話がありました。地域で働いてるお母さん方、加工場で働いている60歳で年金を受給したお母さん、今年は加工場が原料がなくて稼働してないと。どうにか働く場がないものかと、福原さん、2千円でも3千円でもいいから働く場を確保してくれないかと。私にはそういう力がない。ただ、そういうふうなことを一般質問であり、提案されたものに対して質疑はしますけども、そういうプランがなかなか出せません。そんな中で、お母さん、いろいろと提案してみますよと。また、加工場で働いているお母さん方が知内のニラの集荷場に行ってます。ある加工屋さんを通して行ったそうでございますけども、10何人ほど行ってるそうでございますけども。そこの中で話題になっているのが、松前でもこの時期にこういうふうに加工作場が駄目であったときに、松前でもこういう産業があれば、朝早く、6時過ぎには出るわけでございますけども、夜遅く、9時、10時過ぎに帰ってくるんでございます。そういうことをしなくてもいいような環境、どうにかつくってくれないかというふうなことを受けて、おや、うちの松前っちゅうのは、起債を2億いくら組む、そして充当、交付税が充当される、しかし、長い年月でそれを償還していく。そういうことを考えたときに、それも行政の一つかと思えますけれども、私は順番が違う。また、総合的にもっと戦略があったんでないかなと、このお金の使い道でございませう。

そんな根拠から人口が減っていく、また地域の人達がどういう環境にいるか、そういうことを総合して、私はこの提案に対して疑問を持ったわけでございます。また、将来的に

は維持管理費がこの設計のある部分を見ますと、やはり維持管理が膨大に掛かるわけです、事業でございます、人工芝でございますから劣化していきます。基礎もそうです。そういうことを考えて、やはり私は今回の提案について反対するものでございます。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

4番。

○4番(近江武君) 私は、こう考えます。やっぱり教育というものはね、人口減少の中で、生徒が少ないと言えども、地域に様々な影響を及ぼすんです。子どもの力によってね、地域の活性化なり、いろんな影響が及ぼしております。松前町の教育の体制を考えた場合にね、20何億出して新しい校舎を作りました、学校も、中学校も統合して1校にしました。それは、松前の子ども達の将来を託した政策であり、それを実践しているんです。その完成された中学校のグラウンドの現状を考えるとね、今、子ども達のサッカーもろくにできないという、余所の学校に行って練習してるような現状なんです。

ですからね、教育というのはやはり投資しないとですね、成長しないんです、人間が成長しないんです。ですから、松前町の産業の現状もわかりますけども、やっぱり将来を託す子ども達にはですね、伸び伸びと新しい学校、いいグラウンドでもってですね、伸び伸びと活動してほしいというふうに思いまして、賛成に、申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 他に討論ございませんか。

5番。

○5番(工藤松子君) 中学校の校舎を建てるときに、こっちもはっきりしてなかったんですけども、7億とかっちゅうことでスタートしたんだそうです、ある人方に言わせると。それが20数億掛かってしまったと。それはどういうからくりがあるのかって言われて、私はとんと困ってしまいました。大体こういうっちゅう最初の構想でスタートしても、いろんなことが付随してきて、派生で補正予算、補正予算っちゅうことで、それはいいことだったんで、だんだん膨らんだんじゃないかっちゅう説明をしたんですが、それがいつ何時どういうふうになって言われて、本当に、実際はきちんと調べて答弁しなきゃなんない立場なんですけども、そこの部分でちょっと困ってしまいました。

今回も、野球のグラウンドいいなあと思って、中学校であればグラウンド必要だなと思ってました。それが、今またサッカー場だとか、陸上競技のおっきな規模に膨らんで、そういう形で出てきましたので、ええ、またまたこれは皆さんにきちんと報告するには、子ども達の少ない、そして実際それ運営するには上川の方のグラウンドの件もありますが、本当に作ったらそれでオッケーではなくて、きちんと維持管理していかないと使い物にならないものになる。それから、莫大な今後のそういう維持の費用も掛かってくる、そして、子ども達の数は今後って考えたら、やっぱりこれは、野球場ぐらいで止めておいた方がいいんじゃないかと思いました。ということで、反対を申し上げました。

○議長(伊藤幸司君) 6番。

○6番(堺繁光君) 賛成討論させていただきます。6番。

先程、近江議員も言いましたけども、人数に関わらずですね、皆平等に受ける権利があるんですよ、この教育の一環として、このスポーツの整備は。だから、あとは大体近江議員が言ったようなことですので言いませんけども、やっぱり皆さんがね、どこの子どももやっぱり同じ教育を受ける権利を、権利があるということでもって、私はこの整備がやっぱり最高必要かなと。

余所の地区行って大会なんか開いてますけども、ここに人数がないからっていつて大会が開けないっていうこともないですよ。やっぱり学校がある限り、ある程度の整備

は必要かなど。それで賛成討論とします。

○議長(伊藤幸司君) 他に。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、起立によって採決を行います。

議案第24号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤幸司君) 起立多数であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号 平成29年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)

○議長(伊藤幸司君) 日程第5、議案第25号、平成29年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長(岩城広紀君) それでは、ただ今議題となりました議案第25号、平成29年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)について、その内容をご説明申し上げます。

平成29年度松前町の国民健康保険特別会計補正予算(第1回)は、次に定めるところによろうとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ330万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7千430万円に致そうとするものであります。第2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によろうとするものであります。

今回の補正につきましては、平成28年度松前町国民健康保険特別会計の決算収支において、歳入不足が見込まれますことから、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、繰上充用致そうとするものであります。

それでは、歳出の事項別明細よりご説明申し上げます。一番後ろの7ページをお開き願います。

3. 歳出です。平成28年度の国保会計の歳入不足に対応するため、新たに12款繰上充用金の科目を設けまして、1項繰上充用金1目繰上充用金22節補償補てん及び賠償金に、前年度繰上充用金と致しまして、330万円を計上するものです。平成28年度の国保会計の決算見込みにつきましては、4月末の時点で収支が330万円の歳入不足となっております。出納整理機関の今月中での国保税の収入の見込みはありますけれども、金額が不確定でありますことから、この4月末の時点での不足額を予算計上するものであります。

以上が、歳出の事項別明細です。これに対応致します歳入ですが、6ページをご覧ください。

2. 歳入です。2款2項1目財政調整交付金では、普通調整交付金として、330万円の追加計上です。これは、歳出の繰上充用金に対応する財源となります。

以上が歳入の事項別明細です。2ページへお戻り願います。

第1表歳入歳出予算補正、事業勘定の歳入です。歳入合計、補正前の額16億7千100万円に補助額330万円を追加し、補正後の額を16億7千430万円に致そうとする

ものであります。

次に、3ページです。歳出におきましても歳入同様、補正後の額を16億7千430万円に致そうとするものでございます。

以上が議案第25号、平成29年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）の内容です。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第25号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号 平成29年度松前町水道事業会計補正予算（第1回）

○議長(伊藤幸司君) 日程第6、議案第26号、平成29年度松前町水道事業会計補正予算（第1回）を議題と致します。

提出者の説明を求めます。水道課長。

○水道課長(三浦忠男君) ただ今議題となりました議案第26号、平成29年度松前町水道事業会計補正予算（第1回）につきまして、その内容をご説明申し上げます。

この度の補正予算は、風力発電の関係でございまして、茂草地内に予定されている風車建設に伴い、搬入道路の取り付けが必要となり、そこに埋設している配水管の移設が必要となることから、事業者からの補償により配水管移設工事をしようとするものでございます。

また、建石地内においては、松前消防署と北電の発電所の間に機械設備、管理棟、倉庫等を建設するという事で、管理棟への給水管の新設、作業用道路の整備に係る給水管の移設の受託工事の依頼があったことから、この度補正しようとするものでございます。なお、本来は6月定例会で補正実施する予定で協議を進めてまいりましたが、事業者から6月始めにどうしても工事着手したいというお話が3月に入ってからありましたので、今回の臨時会で補正致そうとするものでございます。

それでは、予算書の1ページでございます。第1条は総則です。平成29年度松前町水道事業会計の補正予算（第1回）は次に定めるところによるものです。

第2条は業務の予定量です。平成29年度松前町水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正致そうとするもので、第4号主要な建設改良事業で、江良地内配水管改良工事他既決予定量17件、事業費7千78万7千円に今回1件、450万2千円を追加し、補正後の予定量を18件、7千528万9千円に致そうとするものです。これは、茂草地内配水管移設工事でございます。

次に、第3条は収益的収入及び支出です。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正致そうとするものです。収入では第1款事業収益で、既決予定額2

億459万9千円に192万4千円を追加し、補正後の予定額を2億652万3千円に致そうとするものです。内訳でございます。第1項営業収益で、192万4千円の増額で、建石地内給水管新設等受託工事収益に係る収入でございます。次に、支出でございます。第1款事業費で、既決予定額1億9千974万1千円に140万9千円を追加し、補正後の予定額を2億115万円に致そうとするものです。内訳でございます。第1項営業費用で、136万8千円の増額です。建石地内給水管新設等受託工事に係る支出でございます。第2項営業外費用では、4万1千円の増額です。消費税及び地方消費税でございます。

2ページをお開き願いたいと思います。第4条は、資本的収入及び支出です。予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正致そうとするものです。収入では、第1款資本的収入で、既決予定額1千858万3千円に450万2千円を追加し、補正後の予定額を2千308万5千円に致そうとするものです。これは、第3項工事負担金として、茂草地内配水管移設工事に係る移設補償費でございます。次に、支出です。第1款資本的支出で、既決予定額1億641万9千円に収入と同額の450万2千円を追加し、補正後の予定額を1億1千92万1千円に致そうとするものでございます。これは、第1項建設改良費として、茂草地内配水管移設工事請負費でございます。3ページ以降に予算の参考資料と致しまして、予算実施計画、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表等を添付してございますのでご参照願います。

以上が議案第26号、平成29年度松前町水道事業会計補正予算（第1回）の内容でございます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第26号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号 町税条例の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第7、議案第27号、町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(松谷映彦君) おはようございます。

ただ今議題となりました議案第27号、町税条例の一部を改正する条例制定につきまして、その内容を資料に基づきご説明申し上げます。お手元の議案の9枚目、説明資料として添付しております町税条例の一部を改正する条例の概要の1ページをお開き願います。

まず、今臨時会に本議案を提案し、ご審議いただきます理由でございますが、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）、地方税法施行規則の一部を改正

する省令（平成29年総務省令第26号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第27号）が平成29年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、関連する規定の整備を行おうとするものです。

それでは、今回の主な改正の内容について申し上げます。最初に、個人町民税に係る改正であります。1点目と致しまして、控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定の整備であります。現行では、納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得が38万円以下のものでされておりましたが、改正後は、同一生計配偶者と控除対象配偶者の二つに分かれ、同一生計配偶者の定義を現行の控除対象配偶者と同様とし、同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が1千万円以下である納税義務者の配偶者を控除対象配偶者と新たに定義されたところです。これは、下段参考アでお示ししておりますが、控除対象配偶者、または老人控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者について適用する配偶者控除の額が変更され、合計所得金額が1千万円を超える所得割の納税義務者については、配偶者控除を適用しないとされたことから、改正されたものであります。なお、適用される控除額については、アの表のとおりであります。

次のページをお開き願います。配偶者特別控除の適用基準についても改正されており、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超76万円未満であったものが、38万円超123万円以下に拡大されております。また、適用される控除額については、イの改正後の表のとおりであります。なお、ア、イの改正については、直接町税条例の改正を伴わないことから、参考としてお示しさせていただいたところであります。なお、当該改正の適用年月日は平成31年1月1日とし、平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用しようとするものです。

2点目と致しまして、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の期間延長であります。肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の額を免除する課税の特例について、適用期限を平成30年度から3年間延長し、平成33年度までとしようとするものです。当該制度は家畜取引法に規定する家畜飼料や農林水産大臣から指定、または認定を受けた食肉卸市場などで肉用牛を売却したとき、売却証明書が発行され、その証明書を税務申告等に提出することにより、所得税や住民税が免除される仕組みとなっております。

3点目は、優良住宅地の造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の期間延長であります。優良住宅地の造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る税率の特例について、適用期限を平成29年度から3年間延長し、平成32年度までにしようとするものです。当該制度は国、または地方公共団体等に対して土地を譲渡した場合に対象となるものです。また、2点目、3点目ともに平成29年4月1日から適用致そうとするものです。

次に、固定資産税にかかる改正であります。3ページをご覧ください。1点目としまして、震災等により滅失した償却資産に対する課税標準の特例の創設です。震災等により滅失し、または損壊した償却資産に変わるものとして、当該震災等に際し、被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内において取得する償却資産に対して課する固定資産税について、震災等が発生した年から4年を経過する年の3月31日までの間に取得したものに限り、最初の4年間の課税標準を2分の1にしようとするものです。2点目と致しまして、被災住宅用地等に対する課税の特例の拡充です。震災等により滅失し、または損壊した家屋の敷地のように供されていた土地を住宅用地と見なす特例措置について、被災被害地復興特別措置法に規定する被災被害地復興推進地域においては、その特例措置を適用する期間を2年間から4年間に拡充しようとするものです。なお、現在当町においては該

当となる土地はありません。また、1点目、2点目共に平成29年4月1日から適用致そうとするものです。

3点目と致しまして、次のア、イ、ウ、エ、オに係る固定資産税について、我が町特例を導入しようとするものです。我が町特例は、地方団体の自主自立の観点から、法律の定める範囲内で個々の地方団体が課税標準の特例を条例で定めることができる仕組みであり、地方団体が独自に定める余地を拡大することを目的とした制度です。最初にアですが、児童福祉法に規定する家庭的保育事業の認可を得たものが、直接当該事業のように供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準の特例割合を2分の1にしようとするものです。次に、イですが、児童福祉法に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得たものが、直接当該事業のように供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準の特例割合を2分の1にしようとするものです。次に、ウですが、児童福祉法に規定する事業所内保育事業の認可を得たものが、直接当該事業（利用定員が5人以下であるものに限る）のように供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準の特例割合を2分の1にしようとするものです。ア、イ、ウ、いずれも当町では現在のところ対象施設はありません。次に、エですが、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に子ども子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が一定の保育に係る施設を設置する場合には、当該施設のように供する固定資産に対して課する固定資産税の課税標準を最初の5年間について、特例割合を2分の1にしようとするものです。最後にオですが、都市緑地法の規定により指定された緑地保全緑化推進法人が、都市緑地法に規定する認定計画に基づき設置した市民緑地のように供する土地に対して課する固定資産税の課税標準を最初の3年間について、特例割合を3分の2にしようとするものです。なお、アからエは、平成29年4月1日から適用し、オについては、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日から適用する日、ようとするものです。

次に、参考としてお示ししております居住用超高層建築物に係る課税の見直しですが、これは、居住用超高層建築物、高さ60メートルを超える建築物であって、複数の階に15が所在しているものに係る固定資産税について、各区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる占有床面積を実際の取引価格を踏まえて補正するよう見直しされたところであり、これにより、一般的には高い階ほど固定資産税が高くなることとなります。ただし、区分所有者全員による申し出があった場合には、当該、申し出た割合により、当該居住用超高層建築物に係る固定資産税を按分することもできるとされております。なお、当該改正については、直接町税条例の改正を伴わないことから、参考としてお示したところであり、

最後に、軽自動車税に係る改正であります。4ページをお開き願います。軽自動車税におけるグリーン化特例経過の見直しであります。軽自動車において講じている燃費性能等の優れた軽自動車（新車に限る）を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置、グリーン化特例経過について、対象車輛に係る燃費基準要件の見直しを行ったうえ、2年間平成29年4月1日から平成31年3月31日までの取得分までを2年間延長致そうとするものです。また、適用される燃費基準について、(3)の表中、中段の変更後基準のとおりであり、経過の税率については平成29年度と同額であります。なお、当該改正は、平成30年度及び平成31年度課税分、課税分に適用致そうとするものです。

以上が主な改正の内容であります。その他の改正につきましては、各法律等の改正に伴う文言の整理、条項のずれへの対応、事務手続きが明確化されたことによる規定の整備などです。また、新旧対照表につきましては、説明資料の5ページから26ページにわたり、

別紙のとおり掲載されておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

以上が議案第27号、町税条例の一部を改正する条例制定の内容であります。何卒よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第27号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第8、議案第28号、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(松谷映彦君) ただ今議題となりました議案第28号、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきまして、その内容を資料に基づきましてご説明申し上げます。お手元の議案の3枚目、説明資料として添付しております松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要をお開き願います。

まず、改正の主旨でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第118号)が、平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行されたことに伴い、関連致します規定の整備を行おうとするものであります。

次に、今回の改正の内容であります。国民健康保険税の応益分(均等割・世帯別平等割)の軽減判定基準額の算出方法が改正され、低所得者に係る保険税軽減措置が拡充されたことに伴う規定の整備でございます。まずは、中段の図をご覧くださいと思います。給与収入の方で3人世帯の場合の例を示しており、左が現行、右が改正後となっております。現行では、7割軽減は給与収入98万円以下、5割軽減は約186万円以下、2割軽減は278万円以下が対象となっておりますが、改正後は7割軽減は変わらず98万円以下ですが、5割軽減が約188万円以下、2割軽減が約283万円以下に引き上げられております。具体的な内容ですが、5割軽減の拡大では、現行の基準額は33万円に加算額として26万5千円に被保険者の数を掛けた額を加えた額となっておりますが、改正後は加算額が26万5千円から27万円に引き上げられました。その結果、軽減の判定は所得額を持って判定致しますので、3人世帯ですと所得額で114万円以下となり、これを給与収入に換算しますと、図のとおり約188万円以下となります。また、2割軽減の拡大では、現行の基準額は33万円に加算額として48万円に被保険者数を掛けた額を加えた額となっておりますが、改正後は、加算額が48万円から49万円に引き上げられました。その結果、軽減の判定は所得額をもって判定致しますので、3人世帯ですと所得額で180万円以下となり、これを給与収入に換算しますと、図のとおり約283万円以

下となります。

なお、今回の改正に伴う影響額でございますが、平成28年度課税ベースで試算しますと、5割軽減の拡大により、2割軽減から5割軽減に移行となる世帯が1世帯、軽減額は2万1千円であります。また、2割軽減の拡大で、軽減の対象でなかった世帯から2割軽減の対象となる世帯が11世帯あり、軽減額は約24万円となります。この結果、軽減額は全体で26万7千円増えることとなります。

なお、今回の改正条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用しようとするものであり、平成29年度以後の国民健康保険税について適用されるため、6月中旬に発付致します平成29年度集合主税から反映されることとなります。また、新旧対照表につきましては、3枚目裏面に別紙のとおり掲載しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

以上が、議案第28号、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の内容でございます。何卒よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第28号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号 松前町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する
条例の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第9、議案第29号、松前町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(松谷映彦君) ただ今議題となりました議案第29号、松前町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、その内容をご説明申し上げます。お手元の議案の最後のページをお開きいただき、説明資料、松前町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正に係る新旧対照表の2ページ目の下段の説明欄をご覧ください。今臨時会に本議案を提案し、ご審議いただきます理由でございますが、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律(平成29年法律第11号)及び山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令(平成29年総務省令第28号)がそれぞれ平成29年3月31日に公布されたことに伴い、不均一課税の対象となる業種について、情報通信技術利用事業が廃止され、新たに農林水産物等販売業が追加されたことから、関連する規定の整備を行おうとするものです。

1ページお戻りいただき、新旧対照表の1ページをご覧ください。

ますが、第3条中、「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改めようとするものであります。

なお、附則と致しまして、この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用しようとするものです。また、この条例による改正後の松前町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例第3条の規定は、平成29年4月1日以後に新設され、また増設される施設、または設備について適用し、同日前に新設され、または増設された施設、または設備については、なお、従前の例によるものです。

以上が、議案第29号、松前町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の内容でございます。何卒ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第29号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号 契約の締結について

○議長(伊藤幸司君) 日程第10、議案第30号、契約の締結についてを議題と致します。提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) おはようございます。

ただ今議題となりました議案第30号、契約の締結について、その内容をご説明申し上げます。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

去る5月8日に指名競争入札を執行致しました。平成29年度松城小学校給排水暖房設備改修工事の締結でございます。契約の金額は1億1千232万円、契約の相手方はサトウ・原田・川合経常建設共同企業体、代表者は、松前町字豊岡6番地に住所を有します、株式会社サトウ設備工業代表取締役佐藤幸春でございます。なお、工期につきましては、11月10日までとしてございます。

この度の指名業者は、参考資料と添付しております入札結果表に記載の1共同企業体と単体企業4社でございます。

以上が議案第30号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。
お諮り致します。

議案第30号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長(伊藤幸司君) 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました案件は全て議了致しました。これをもって平成29年松前町議会第2回臨時会を閉会致します。

どうもご苦労様でした。

(閉会 午前10時53分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 伊 藤 幸 司

署名議員 西 川 敏 郎

署名議員 梶 谷 康 介